第三条第十五項中「次条第十九項」を「次条第十八項」に、「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十一項」に改める。

第三条の三第一項中「及び株式会社日本政策投資銀行」を「、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社日本貿易保険」に改める。

第四条第九項中「第三百三十六条第四項」を「第三百三十六条第五項」に改める。

第四条の二第八項から第十項までの規定中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第十一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第四条の五第九項及び第四条の六の二第九項第三号中「第三百三十六条第四項」を「第三百三十六条第五項」に改める。

第五条の三第七項中「、第十条の五の四第五項及び第六項」を削り、「及び第三項並びに」を「、第三項及び第五項並びに」に改める。

第五条の四第一項を次のように改める。

法第十条の二第一項第一号に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項第一号又は第五号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産で次に掲げるもののうち法第十条の二第一項第一号に規定する非化石エネルギー源の利用に資するものとして財務大臣が指定するものとする。

一　太陽光を変換して電気を得るための機械その他の減価償却資産でその出力が十キロワット以上であるもの

二　風力を変換して電気を得るための機械その他の減価償却資産でその出力が一万キロワット以上であるもの

三　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第百八十三号）第一条各号（第三号を除く。）に掲げるエネルギー源から電気若しくは熱を得るため又は燃料を製造するための機械その他の減価償却資産

第五条の四第二項を削り、同条第三項中「第十条の二第一項第一号二に掲げる減価償却資産に係る同号」を「第十条の二第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項中「第十条の二第八項」を「第十条の二第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「から第四項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第五条の五第一項中「原本」の下に「、開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。第七項において同じ。）の用に供されるもの」を加え、同条第三項中「この項」の下に「及び第八項」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　法第十条の三第三項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する第一項に規定する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本及び開発研究の用に供されるものを除く。）とする。

8　法第十条の三第三項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該個人がその年（その年が平成二十六年である場合には法第十条の三第三項に規定する特定期間の初日から同年十二月三十一日までの期間に限るものとし、その年が平成二十九年である場合には同年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限るものとする。次号において同じ。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。次号において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

三　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該個人がその年において、取得又は製作をして国内にある当該個人の事業の用に供したソフトウエア（一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

第五条の六の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第十三項中「第十条の五第四項第五号」を「第十条の五第四項第六号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「同条第四項第九号」を「同条第四項第十号」に改め、同項第一号中「（法第十条の五第四項第一号に規定する適用年をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同号イ中「支給額の」を「同項第九号に規定する支給額の」に改め、「当該適用年の十二月三十一日において同項第三号に規定する高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十条の五第四項第十一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十条の五第四項第五号」を「第十条の五第四項第六号」に改め、「同条第四項第四号に規定する」、「（以下この項、次項及び第十三項において「基準雇用者数」という。）」及び「（同条第四項第二号に規定する雇用者をいう。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第十条の五第四項第五号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、次に掲げる数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた第一号に掲げる数（同号に掲げる数が同項第五号の事業所のみを個人の事業所とみなした場合における同項第一号に規定する適用年（以下この項及び第十二項において「適用年」という。）の同条第四項第四号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）とする。

一　適用年の一月一日において法第十条の五第四項第五号に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所（以下この号及び次号において「特定地域事業所」という。）において当該適用年に新たに雇用された同項第五号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第二号に規定する雇用者をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）で当該適用年の十二月三十一日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するものの数

二　特定地域事業所のみを前号の個人の事業所とみなした場合における同号の適用年の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数

第五条の六の二第一項第六号を次のように改める。

六　存続中央会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会をいう。）

第五条の六の二第一項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の六の三第十三項中「第四項から第八項まで」を「第二項及び第七項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「同項第三号に規定する」を削り、「同項第七号」を「同号」に、「第十二項」を「第十五項」に、「第十一項」を「（第十四項」に、「以下この項から第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項第四号中「第四項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「同項の規定の適用を受けようとする年（以下この条において「適用年」という。）が、法第十条の五の三第二項第四号ロ」を「適用年が、同条第二項第四号ロ」に、「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。